

湯沢市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例（平成26年湯沢市条例第8号）第10条の規定に基づき、早期退職者募集に係る募集実施要項等を次のとおり公表します。

令和元年度分

- 1 募集実施要項（別添のとおり）
- 2 認定を受けた職員の数 1人

## 令和元年度早期退職者募集実施要項

令和元年10月1日

湯 沢 市 長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職者の募集（湯沢市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例（平成26年湯沢市条例第8号）第2条第1号）を行います。

### 1 募集の対象

令和2年3月31日現在において勤続期間が20年以上で、年齢が45歳以上の職員。

（注1参照）

### 2 募集人数

若干名

### 3 優遇措置

定年前早期退職者の特例措置（定年前1年につき3%加算（上限45%）。なお、定年前1年の職員は2%）を適用する。ただし、令和元年9月30日現在で59歳に達している職員を除く。

### 4 募集の期間

令和元年10月1日（火曜日）午前8時30分から令和元年11月8日（金曜日）午後5時15分まで

### 5 退職すべき期日

令和2年3月31日

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、最小限必要な範囲内で当該期日を延期することがあり得る。

### 6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、募集の期間内に下記7の担当に提出する。
- (2) 応募による退職が予定されている職員である旨の認定又はそれに該当しない旨の

不認定の決定を行い、当該決定について職員に対し令和元年11月29日（金曜日）までに、認定通知書（様式第3号）又は不認定通知書（様式第4号）により通知する。

※ 不認定になる場合は（注2参照）のとおり。

- (3) 応募申請書を提出した職員が、応募申請を取り下げたい場合には、早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（様式第2号）を早期退職希望者の募集に係る応募申請書と同様の方法で提出する。

## 7 本件に関する担当（問合せ先）

総務部総務課人事給与班 高畑 内線533 班直通55-8245

（注1） 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員及び法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和2年3月31日までに定年に達する職員
- (4) 令和元年10月1日（募集開始日）において地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年10月1日から令和元年11月8日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2） 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には不認定となる。

- (1) 応募がこの募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募者が応募した後、懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合
- (3) 応募者が、上記(2)の懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する市民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合